

ハラスメントに係る相談対応について ～相談窓口の役割及び対応について～

(一社) 三田労働基準協会

(一社) 大田労働基準協会

企業の相談窓口でハラスメント等の相談を受けた場合には、速やかに調査を行った上で、事実認定・判断(評価)を行い、その内容に応じて懲戒処分や再発防止対策等を講じることが求められています。また、ハラスメント関連の法律の他、相談内容によっては公益通報者保護法に基づき適切に対応を行うことも必要となりますし、ハラスメントへの社会的な関心が高まっているため、相談対応に問題があれば、企業のイメージダウンにもつながりかねません。

そこで、使用者側で労働法務を取り扱っている弁護士が、最新の裁判例などをもとにハラスメントに係る相談対応について説明いたします。

- 1 日 時 2025年7月3日(木) 14:00～16:30 (開場・受付は13:30～)
- 2 会 場 一般社団法人三田労働基準協会 1階研修センター
港区芝4-4-5 三田労働基準協会ビル(裏面案内図参照)
- 3 講 師 弁護士 中山 達夫氏(中山・男澤法律事務所)
- 4 内 容 ハラスメントとは
公益通報者保護法とは
ハラスメント相談対応の実務と留意点
- 5 受講料 (資料代・税込) 協会会員5,500円 それ以外の方7,700円
- 6 定 員 32名
- 7 申込方法等
 - ① 裏面「申込書」により、6月26日(木)までに大田労働基準協会あてFaxしてください。
 - ② 受講可能な場合は、「受講票」を申込担当者あてFaxで返信いたします(申込書に必ずFax番号をご記入ください)。受講料は、6月26日(木)までに次の銀行口座にお振込みください(振込手数料はご負担願います)。

・銀行名 三井住友銀行 蒲田支店
・普通預金 口座番号 3687394
・口座名称 一般社団法人大田労働基準協会
※振込人名の前に、講習会の開催日をご記入ください。(例 070300カイシャ)

- ③ 6月26日(木)までの取消しは、受講料を全額返還いたします(振込手数料はご負担願います)。それ以降の取消しは返還できませんので予めご承知おきください。
 - ④ 受講者は、Faxされた**受講票を当日持参**し受付にご提出ください。
- 8 問合先 (一社) 大田労働基準協会 電話: 03-3738-0118 FAX: 03-3738-0128

*この講習は三田、品川、大田、渋谷、新宿、池袋の各労働基準協会の共催により開催し、幹事協会は三田労働基準協会です。

受 付 日		受講番号	
-------	--	------	--

「ハラスメントに係る相談対応について」

労務管理講習会 Fax 申込書 兼 受講票
 (実施日： 2025年7月3日(木))
 14:00~16:30 開場・受付 13:30~
 申込 Fax. 送付先 (一社) 大田労働基準協会事務局 あて
 Fax. 03-3738-0128

いずれか、○をお付け下さい	・三田協会 ・品川協会 ・大田協会 ・渋谷協会 ・新宿協会 ・池袋協会 ・会員以外		
事業場名			
所在地			
電 話		Fax (返信用)	
申込担当者 職・氏名			
フリガナ 受講者氏名			
担当者のメールアドレス			

- 注：① 個人情報は本講習会以外の目的に利用することはありません。
- ② Fax 返信された本票を受講票として当日持参し、受付にご提出ください。
- ③ 2名以上申し込みの場合は、この用紙をコピーしてご利用ください。

一般社団法人 三田労働基準協会ビル
 1 階研修センター
 港区芝4-4-5
 Tel 03-3451-0901
 最寄駅
 地下鉄三田駅
 A9 出口徒歩 1 分
 JR 田町駅
 三田（西）口徒歩 8 分

協会 使用欄	
-----------	--

会場案内図

